

佐井村外部ヒアリング（事業仕分け）実施要綱

1. 目的

地方分権の進展や三位一体の改革による財源の縮減、更には、少子高齢化に伴う行政需要の拡大といった社会経済情勢の変化に対応するため、村が実施している事務事業の内容について、外部の視点を取り入れた検証を行い、事業継続の要否や実施主体のあり方も含めた事務事業の抜本的な見直しによる簡素で効率的な行財政運営の推進を図ることを目的とする。

2. 対象事業

平成20年度当初予算における全ての事務事業のうち、今後の財政運営上、特に見直しや改善が必要と思われるもの、かつ、一定の予算を伴うものを対象とする。

3. 仕分けの基本的な考え方

- (1) 住民サービスとしての必要性、実施主体のあり方及び実施手法の妥当性などについて、村の政策方針や財政上の制約、国・県等の方針などは前提とせず、事業の本質に着目し判定する。
- (2) 仕分けの区分及び仕分けを行うにあたっての主な視点は、別記1のとおりとする。

4. 仕分け作業

- (1) 仕分け作業は、学識経験者、他自治体職員及び住民委員からなる仕分け委員が3班体制で行うものとする。
- (2) 各班の構成については、学識経験者1名、他自治体職員1名及び住民委員3名とする。
- (3) 各班における仕分け作業の進行については、コーディネーターが担当する。
- (4) 仕分け作業の庶務については、行財政改革室政策企画係及び総務課総務係が担当する。
- (5) 仕分け作業は、公開で行うものとし、傍聴に必要な事項は、別記2のとおりとする。

5. 仕分け結果の活用

仕分け結果を活用し対象事業の見直しを図るものとし、その結果を平成21年度以降の予算編成に反映させるよう努める。

6. 結果の公表

ホームページや広報誌などにおいて、仕分け結果及び平成21年度予算への反映結果を公表する。

7. その他

その他、外部ヒアリングに必要な事項は、別に定める。

(別記1) 事業仕分け区分及び主な視点

1. 廃止すべきもの

- ① 実施する妥当性がない
- ② 目標の達成手段として不適當である
- ③ 効果がない、あるいは薄い
- ④ 他の事業と重複している

2. 国・県が実施すべきもの

- ① 本来、国・県の業務である
- ② 国・県が実施する方が効率的である
- ③ 村で対応することが難しい

3. 現行どおり村で実施すべきもの

- ① 現行どおり進めることが望ましい

4. 村で実施することが適當であるが、事業内容や規模の見直しが必要なもの

- ① 利用ニーズの再把握が必要である
- ② 事業内容の抜本的な見直しが必要である
- ③ 事業統合あるいは段階的廃止が必要である
- ④ 事業規模の縮小が必要である
- ⑤ 事業規模の拡大が必要である
- ⑥ 業務処理の効率化を図るべきである
- ⑦ 財源確保の努力をすべきである
- ⑧ 補助額、あるいは補助率を引き下げるべきである
- ⑨ 補助額、あるいは補助率を引き上げるべきである

5. 村で実施することが適當であるが、民間活力の活用方法の見直しが必要なもの

- ① 民間委託を実施すべきである
- ② 民間委託の対象を拡大すべきである
- ③ 民間の委託先を変更すべきである

6. 民間が実施すべきもの

- ① 行政の役割が終了している
- ② 民間で実施する方が効果的・効率的である

(別記2) 傍聴要領

1. 傍聴する場合の手続き

会場受付で必要事項を記入し、傍聴の許可を受けて下さい。

ただし、会場の都合上、傍聴席に限りがありますので、傍聴者が多数の場合は、入場を制限することもありますので、ご了承ください。

2. 傍聴する際の注意事項

(1) 仕分け作業中は、静かに傍聴してください

(2) 仕分け作業中は、作業内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向を表明したりしないでください。

(3) 会場内に、仕分け作業に対して傍聴者の意思を表明するもの(例：のぼり、旗、プラカード、横断幕など)を持ち込まないでください。

(4) 会場内では、飲食または喫煙をしないでください

(5) 会場内では、写真撮影、録画、録音などを行わないでください。ただし、行財政改革室長の許可を得られた場合は可能です。

(6) その他仕分け作業の支障になるような行為をしないでください。

3. その他

(1) 来年度以降の取り組みの参考とさせていただきますので、アンケートの記入にご協力ください。また、事業仕分け作業の内容に関する意見などがある場合は、アンケート用紙に記入してください。

(2) 上記の注意事項を守っていただけない場合やコーディネーターの指示に従っていただけない場合には、退席していただくことがあります。